

青森県報

第千九百十八号

平成十三年九月七日(金曜日)

目次

告示

- 技能検定試験の施行……………(労政・能力開発課) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 公共測量の実施……………(監理課) ……三

公告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……四
- 換地計画の決定……………(農村整備課) ……五
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(青森土木事務所) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……六
- 右 同……………(同) ……六
- 右 同……………(弘前土木事務所) ……六
- 右 同……………(八戸土木事務所) ……六
- 右 同……………(同) ……七
- 右 同……………(むつ土木事務所) ……七

出先機関

告示

○道路の位置の指定……………(土木事務所) ……七

公安委員会

○型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課) ……八

青森県告示第五百一号

平成十三年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木村守男

一 実施職種

1 (特級)

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

2 (一級及び二級)

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業)、半導体製品製造(集積回路)

チップ製造作業、集積回路組立て作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服・パターンメーカーキング作業、婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服型紙製作作業、紳士既製服縫製作業)、和裁(和服製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業、和菓子製造作業)、酒造(清酒製造作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、テクニカルイラストレーション(立体図作成作業、立体図仕上げ作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)

3 (三級)

機械検査(機械検査作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション作業)

4 (単一等級)

電子回路接続(電子回路接続作業)、枠組壁建築(枠組壁工事作業)、樹脂接着剤注入施工(エポキシ樹脂注入工事作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

二 実施期日

1 実技試験は、平成十三年十一月三十日(金)から平成十四年二月二十四日(日)までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成十四年二月三日(日) 午前十時に実施する職種

(一級及び二級)

機械検査、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工

(三級)

機械検査、配管

(二) 平成十四年二月十日(日) 午前十時に実施する職種

(一級及び二級)

農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、酒造、建築大工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、塗装

(単一等級)

樹脂接着剤注入施工

(三) 平成十四年二月十日(日) 午後一時十五分に実施する職種

(特級)

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機会保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

(一級及び二級)

さく井、自動販売機調整、パン製造、コンクリート圧送施工

(単一等級)

バルコニー施工

(四) 平成十四年二月十七日(日) 午前十時に実施する職種

(一級及び二級)

半導体製品製造、和裁、紙器・段ボール箱製造、テクニカルイラストレーション、電気製図

(単一等級)

電子回路接続、枠組壁建築

(五) 平成十四年二月十七日(日) 午後一時十五分に実施する職種

(一級及び二級)

機会保全

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市

弘前市

十和田市

四 受検申請書の提出期限

平成十三年十月一日(月)から同月十二日(金)まで

五 その他検定に関し必要な事項

- 1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に交付する。
- 2 受検申請書の提出先
青森市大字野尻字今田四三の一
青森県職業能力開発協会
- 3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工観光労働部労政・能力開発課
(電話青森七三四局九四二五番) 又は青森県職業能力開発協会 (電話青森七三八局五五六一番) へ問い合わせること。

青森県告示第五百二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木村守男

一 保安林予定森林の所在場所

(三戸郡三戸町大字斗内字岡谷地一、三、二二の一、二二の二、八九の二、八九の三、八九の四、八九の一〇、八九の二二)

二 保安林指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百三号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木村守男

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰹ヶ沢町大字中村町字下清水崎一八〇の一

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰹ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木村守男

一 測量計画機関

仙台防衛施設局

二 測量の種類

公共測量(国有財産台帳図面作成)

三 測量の期間

平成十三年九月二十九日から平成十四年二月二十八日まで

四 測量の地域

八戸市市川、八戸市河原木及び八戸市多賀台所在防衛施設

公告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

Kバリュー下町店

弘前市大字新町一六七の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社亀屋みなみチェーン

青森市卸町二の一七

代表取締役社長 南実

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社亀屋みなみチェーン

青森市卸町二の一七

代表取締役社長 南実

2 株式会社ケンコー薬品

青森市卸町二の一七

代表取締役社長 平川幸悦
変更しようする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社亀屋みなみチェーン 開店時刻 午後八時(ただし、午後九時)に限り	平成十三年八月二十四日
大規模小売店舗の営業時間	午前九時三十分から午後八時三十分まで(ただし、午後九時三十分まで)	株式会社亀屋みなみチェーン 二十四時間営業 其他の小売業者は変更なし	平成十三年八月二十四日
大規模小売店舗の営業時間	午前八時三十分から午後四時四十五分まで	株式会社亀屋みなみチェーン 二十四時間営業 其他の小売業者は変更なし	平成十三年八月二十四日
大規模小売店舗の営業時間	午前八時三十分から午後四時四十五分まで	株式会社亀屋みなみチェーン 二十四時間営業 其他の小売業者は変更なし	平成十三年八月二十四日

五 届出年月日

平成十三年八月二十四日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十三年九月七日から平成十四年一月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年一月七日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由
- 4 言語
- 意見書は、日本語により記載すること。

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、第二遠瀬地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十三年九月十日から同年十月九日まで
- 三 縦覧の場所
田子町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡六ヶ所村大字鷹架字発茶沢一三三の六一、一三三の七七及び一三三の七八（第一工区）	青森市本町一丁目一の一五 日本原燃株式会社

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 千葉建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 千葉 隆
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字鍋田字関口一九八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一―二）第二二一三六号
- 五 取消年月日 平成十三年六月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年五月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 千葉建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 千葉 隆
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字鍋田字関口一九八
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―一―二）第二二一三六号
- 五 取消年月日 平成十三年六月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可

七 管工事業に係る特定建設業の許可
取消しの原因となった事実

平成十三年五月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 相内電気工事

二 氏名 相内孝則

三 主たる営業所の所在地 青森市大字安田字近野一の二六八

四 許可番号 青森県知事許可（般一―二）第一七六五一号

五 取消年月日 平成十三年七月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年七月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 青森小野田レミコン株式会社

二 代表者の氏名 菅原昭

三 主たる営業所の所在地 青森市大字戸門字見通八七

四 許可番号 青森県知事許可（般一―八）第一五六四二号

五 取消年月日 平成十三年八月十日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年八月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 架設技建

二 氏名 須藤 恒三

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡浪岡町大字浪岡字林本上六の二

四 許可番号 青森県知事許可（般一―九）第一四四九八号

五 取消年月日 平成十三年八月九日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年七月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 八戸植木
- 二 氏名 畑中美也
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字本鍛冶町六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第三二九二号
- 五 取消年月日 平成十三年八月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年八月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 太陽塗装テクノ
- 二 氏名 石倉文男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市下長七丁目六の九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一四一六一号
- 五 取消年月日 平成十三年八月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年八月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年九月七日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 株式会社下重組
- 二 代表者の氏名 下山幸男
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市下北町二の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一九)第六六八〇号
- 五 取消年月日 平成十三年八月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年七月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出先機関

十和田土木事務所告示第十号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年九月七日

十和田土木事務所長 原田邦治

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年九月七日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型式	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRオークス	株式会社サンセイアールア ンドデイ
同	CRオークスMO	同
同	CRひとみの料理教室G	タイヨーエレクトリック株式会社
回胴式遊技機	トリックモンスター2	株式会社オリンピア

位置	延長	幅員	指定年月日
三沢市三川目四丁目六九 の二三三	六・一〇メートル 六・〇〇メートル	二四・七五メートル 六七・三〇メートル	平成 一三・八・四

発行所・発行人 印刷所・販売人

青森市長島一丁目一番一号 青森市古川一丁目一七番五号

青森県 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行) 定価小口一枚二付十七円八十五銭